

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月30日
【事業年度】	第4期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【会社名】	株式会社テリロジーホールディングス
【英訳名】	Terilogy Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 達
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田神保町一丁目1番1 フロントプレイス神田神保町6階 (2026年5月7日から本店所在地 東京都千代田区九段北一丁目13番5号が上記のように移転しております。)
【電話番号】	03(3237)3437
【事務連絡者氏名】	取締役副社長執行役員グループ経営本部長 廣谷 慎吾
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田神保町一丁目1番1 フロントプレイス神田神保町6階
【電話番号】	03(3237)3437
【事務連絡者氏名】	取締役副社長執行役員グループ経営本部長 廣谷 慎吾
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年6月23日に提出いたしました第4期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）有価証券報告書について、金融商品取引法第24条第6項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第17条第1項により添付することとされている書類に添付漏れがあり、また、有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項並びに当該有価証券報告書に添付しております「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」及び「独立監査人の監査報告書」の記載事項の一部に原本と異なる記載がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

添付書類「第4回定時株主総会招集ご通知および第4回定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項の一部訂正について」の未添付

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

4 関係会社の状況

第2 事業の状況

1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

(4) 経営環境

第4 提出会社の状況

4 コーポレート・ガバナンスの状況等

(2) 役員の状況

役員一覧

(5) 株式の保有状況

提出会社における株式の保有状況

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

提出会社の連結子会社における株式の保有状況

a．保有目的が純投資目的以外である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

注記事項

(連結貸借対照表関係)

(金融商品関係)

2．金融商品の時価等に関する事項

3．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(有価証券関係)

2．その他有価証券

(デリバティブ取引関係)

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(税効果会計関係)

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(収益認識関係)

(4) 残存履行義務に配分した取引価格

2 財務諸表等

(1) 財務諸表

注記事項

(貸借対照表関係)

(税効果会計関係)

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

独立監査法人の監査報告書及び内部統制監査報告書

独立監査法人の監査報告書

3 【訂正箇所】

添付書類「第4回定時株主総会招集ご通知および第4回定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項の一部訂正について」の添付

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

(訂正前)

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (千円)	5,676,728	6,881,042	8,653,567	10,646,435
経常利益 (千円)	127,282	396,896	327,188	656,896
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	46,506	188,733	176,001	346,996
包括利益 (千円)	57,738	208,932	160,588	389,854
純資産額 (千円)	2,445,457	2,564,788	2,870,884	3,364,940
総資産額 (千円)	6,144,065	6,898,807	7,109,070	10,261,396
1株当たり純資産額 (円)	147.46	154.54	165.23	191.13
1株当たり当期純利益 (円)	2.80	11.54	10.48	20.28
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	2.80	11.51	10.44	20.20
自己資本比率 (%)	39.1	36.7	39.7	31.9
自己資本利益率 (%)	1.9	7.6	6.6	11.4
株価収益率 (倍)	116.43	27.39	26.44	15.73
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	287,423	324,131	54,425	1,860,382
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	34,779	578,994	234,951	1,102,116
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	112,035	134,577	46,571	678,711
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,298,832	1,916,178	1,681,800	3,125,868
従業員数 (人)	177	206	305	297

(省略)

(訂正後)

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (千円)	5,676,728	6,881,042	8,653,567	10,646,435
経常利益 (千円)	127,282	396,896	327,188	656,896
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	46,506	188,733	176,001	346,996
包括利益 (千円)	57,738	208,932	160,588	389,854
純資産額 (千円)	2,445,457	2,564,788	2,870,884	3,364,940
総資産額 (千円)	6,144,065	6,898,807	7,109,070	10,261,396
1株当たり純資産額 (円)	147.46	154.54	165.23	191.13
1株当たり当期純利益 (円)	2.80	11.54	10.48	20.28
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	2.80	11.51	10.44	20.20
自己資本比率 (%)	39.1	36.7	39.7	31.9
自己資本利益率 (%)	1.9	7.6	6.6	11.4
株価収益率 (倍)	116.43	27.39	26.44	15.73
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	287,423	324,131	54,425	1,860,382
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	34,779	578,994	234,951	1,102,116
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	112,035	134,577	46,571	678,711
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,298,832	1,916,178	1,681,800	3,125,868
従業員数 (人)	177	206	255	297

(省略)

4【関係会社の状況】

(訂正前)

名称	住所	資本金 (百万円、 百万VND)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(省略)					
株式会社IGL000(注7)	東京都港区	20	海外向けインターネットメディア運営事業 海外向けコンテンツ制作及びプロモーション事業	51.6	経営指導 役員の兼任あり
クレシード株式会社(注8)	東京都台東区	20	情報システム部門代行 業務アプリケーションソフトの受託開発	100	経営指導 役員の兼任あり
(省略)					
キャロルシステム仙台株式会社(注9)	宮城県仙台市若林区	10	ソフトウェアの開発並びに製造販売 コンピュータ及び関連機器による情報処理	100	役員の兼任あり

(省略)

(注) 4. 株式会社テリロジーについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等(連結相互間の内部取引・債権債務相殺前)

(省略)

5. 株式会社コンステラセキュリティジャパンについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等(連結相互間の内部取引・債権債務相殺前)

(省略)

6. 株式会社テリロジーサービスウェアについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等(連結相互間の内部取引・債権債務相殺前)

(省略)

7. クレシード株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等(連結相互間の内部取引・債権債務相殺前)

(省略)

(訂正後)

名称	住所	資本金 (百万円、 百万VND)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(省略)					
株式会社 IGL000	東京都港区	20	海外向けインターネットメディア運営事業 海外向けコンテンツ制作及びプロモーション事業	51.6	経営指導 役員の兼任あり
クレシード株式会社(注7)	東京都台東区	20	情報システム部門代行 業務アプリケーションソフトの受託開発	100	経営指導 役員の兼任あり
(省略)					
キャロルシステム仙台株式会社(注8)	宮城県仙台市若林区	10	ソフトウェアの開発並びに製造販売 コンピュータ及び関連機器による情報処理	100	役員の兼任あり

(省略)

(注) 4. 株式会社テリロジーについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(省略)

5. 株式会社コンステラセキュリティジャパンについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(省略)

6. 株式会社テリロジーサービスウェアについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(省略)

7. クレシード株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(省略)

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(4) 経営環境

(訂正前)

当社グループを取り巻く経営環境は、当社グループを取り巻く経営環境は、個人消費の持ち直しや好調なインバウンド需要を背景に、景気は緩やかな回復基調にあります。当社グループでは、好調なインバウンド需要の拡大に伴い、多言語リアルタイム映像通訳サービスのみえる通訳をはじめとする様々な多言語ソリューションでお客様のビジネスを支援してまいります。

一方で、長期化するロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢の緊迫化による地政学的リスクをはじめ、円安の進行や原材料価格の高騰による物価の上昇、さらに原油及び原油由来製品の供給不足による景気の下振れリスクのほか、アンソロピックショックに代表されるAIの普及による事業の代替などが懸念されております。

このような経営環境において、社会インフラや製造業におけるセキュリティ対策が経営課題として定着する中、当社グループが推進するOT/IoTセキュリティへの需要は一段と高まりを見せています。

また、当社グループでは、サイバー攻撃から社会インフラを保護し、その安定した運用を実現するために、サイバーセキュリティ対策やOT/IoTセキュリティ対策としての「サイバースレットインテリジェンスサービス」や「産業系制御システムのセキュリティ対策」、SaaS、PaaS等のログ情報から外部・内部の脅威をいち早く正確に捉えることができる「ログ管理・分析クラウドセキュリティサービス」などの導入を促す活動に取り組んでまいります。

(訂正後)

当社グループを取り巻く経営環境は、当社グループを取り巻く経営環境は、個人消費の持ち直しや好調なインバウンド需要を背景に、景気は緩やかな回復基調にあります。当社グループでは、好調なインバウンド需要の拡大に伴い、多言語リアルタイム映像通訳サービスのみえる通訳をはじめとする様々な多言語ソリューションでお客様のビジネスを支援してまいります。

一方で、長期化するロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢の緊迫化による地政学的リスクをはじめ、円安の進行や原材料価格の高騰による物価の上昇、さらに原油及び原油由来製品の供給不足による景気の下振れリスクのほか、アンソロピックショックに代表されるAIの普及による事業の代替などが懸念されております。

このような経営環境において、社会インフラや製造業におけるセキュリティ対策が経営課題として定着する中、当社グループが推進するOT/IoTセキュリティへの需要は一段と高まりを見せています。

また、当社グループでは、サイバー攻撃から社会インフラを保護し、その安定した運用を実現するために、サイバーセキュリティ対策やOT/IoTセキュリティ対策としての「サイバースレットインテリジェンスサービス」や「産業系制御システムのセキュリティ対策」、SaaS、PaaS等のログ情報から外部・内部の脅威をいち早く正確に捉えることができる「ログ管理・分析クラウドセキュリティサービス」などの導入を促す活動に取り組んでまいります。

第4【提出会社の状況】

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(2)【役員の状況】

役員一覧

(訂正前)

(省略)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
(省略)					
代表取締役社長	鈴木 達	1959年4月3日生	1999年4月 日商岩井(株)情報通信事業部 情報・ネットワーク課長 2000年4月 アイ・ティー・エックス(株)入社 2000年6月 同社取締役 2004年1月 (株)UCOM代表取締役 2006年6月 社団法人JPNIC理事 2010年5月 オリンパスビジネスクリエイツ(株) 代表取締役 2011年6月 日商エレクトロニクス(株)取締役 2014年3月 インヴェンティット(株)代表取締役 2016年4月 (株)テリロジー入社 アカウント営業部 長 2016年6月 (株)テリロジー取締役 2017年4月 (株)テリロジー取締役兼執行役員副社長 (現任) 2017年6月 (株)コラボス社外取締役(現任) 2017年12月 (株)テリロジーサービスウェア代表取締 役 2020年3月 VNCS Global Solution Technology JSC取締役(現任) 2020年6月 (株)IGL000取締役 2021年4月 クレシード(株)代表取締役社長 2022年11月 当社取締役副社長 当社執行役員副社長 2023年4月 (株)テリロジー代表取締役社長(現任) クレシード(株)取締役会長(現任) 2024年3月 ログイット(株)取締役 2024年4月 当社代表取締役社長(現任) 当社執行役員社長(現任) 2025年4月 ログイット(株)代表取締役会長(現任) 2026年4月 キャロルシステム仙台(株)取締役(現 任)	(省略)	82,438
取締役副社長 情報開示担当	廣谷 慎吾	1962年5月30日生	1985年4月 日商岩井(株)入社 2000年4月 アイ・ティー・エックス(株)入社 2001年10月 (株)スマートリンク取締役CFO 2005年4月 フードディスクバリアー(株)取締役CFO 2008年4月 (株)エンターモーション取締役CFO 2017年12月 (株)リミックスポイント経営管理部長 2019年4月 (株)テリロジー入社 2019年7月 (株)同社執行役員経営管理部長 2021年4月 クレシード(株)監査役 2022年11月 当社執行役員 グループ経営本部長(現任) 2022年11月 (株)テリロジー取締役(現任) 2023年6月 当社取締役 2024年3月 ログイット(株)監査役(現任) 2024年4月 当社取締役副社長(現任) (株)コンステラセキュリティジャパン 監査役 (株)テリロジーサービスウェア取締役 (株)イグルー取締役(現任) (株)テリロジーサービスウェア監査役 (現任)	(省略)	18,992
(省略)					
計					869,330

(省略)

(訂正後)

(省略)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
(省略)					
代表取締役社長	鈴木 達	1959年4月3日生	1999年4月 日商岩井(株)情報通信事業部 情報・ネットワーク課長 2000年4月 アイ・ティー・エックス(株)入社 2000年6月 同社取締役 2004年1月 (株)UCOM代表取締役 2006年6月 社団法人JPNIC理事 2010年5月 オリンパスビジネスクリエイツ(株) 代表取締役 2011年6月 日商エレクトロニクス(株)取締役 2014年3月 インヴェンティット(株)代表取締役 2016年4月 (株)テリロジー入社 アカウント営業部 長 2016年6月 (株)テリロジー取締役 2017年4月 (株)テリロジー取締役兼執行役員副社長 (株)コラボス社外取締役(現任) 2017年6月 (株)テリロジーサービスウェア代表取締役 役 2020年3月 VNCS Global Solution Technology JSC取締役(現任) 2020年6月 (株)IGL000取締役 2021年4月 クレシード(株)代表取締役社長 2022年11月 当社取締役副社長 当社執行役員副社長 2023年4月 (株)テリロジー代表取締役社長(現任) クレシード(株)取締役会長(現任) 2024年3月 ログイット(株)取締役 2024年4月 当社代表取締役社長(現任) 当社執行役員社長(現任) 2025年4月 ログイット(株)代表取締役会長(現任) 2026年4月 キャロルシステム仙台(株)取締役(現 任)	(省略)	82,437
取締役副社長 情報開示担当	廣谷 慎吾	1962年5月30日生	1985年4月 日商岩井(株)入社 2000年4月 アイ・ティー・エックス(株)入社 2001年10月 (株)スマートリンク取締役CFO 2005年4月 フードディスカバリー(株)取締役CFO 2008年4月 (株)エンターモーション取締役CFO 2017年12月 (株)リミックスポイント経営管理部長 (株)テリロジー入社 2019年4月 (株)同社執行役員経営管理部長 2021年4月 クレシード(株)監査役 2022年11月 当社執行役員 グループ経営本部長(現任) (株)テリロジー取締役(現任) 2022年11月 (株)テリロジー取締役(現任) 2023年6月 当社取締役 ログイット(株)監査役(現任) 2024年3月 当社取締役副社長(現任) 2024年4月 (株)コンステラセキュリティジャパン 監査役 (株)テリロジーサービスウェア取締役 (株)イグルー取締役(現任) (株)テリロジーサービスウェア監査役 (現任)	(省略)	18,991
(省略)					
計					869,328

(省略)

(5) 【株式の保有状況】

提出会社における株式の保有状況

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

(訂正前)

銘柄	前事業年度	当事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
サクサ株式会社	-	14,000	中堅・中小企業の強固な顧客基盤を持つ 企業であり、当社のセキュリティ製品・ サービスの実装や共同での商材化・販売 による事業拡大が期待できる等、営業政 策上取引関係を維持・強化するため保有 しております。個別の定量的、定性的な 保有効果についての記載は困難ですが、 適宜保有意義についての検証を実施して おります。	有
	-	29,148		

(訂正後)

銘柄	前事業年度	当事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
サクサ株式会社	-	7,000	中堅・中小企業の強固な顧客基盤を持つ 企業であり、当社のセキュリティ製品・ サービスの実装や共同での商材化・販売 による事業拡大が期待できる等、営業政 策上取引関係を維持・強化するため保有 しております。個別の定量的、定性的な 保有効果についての記載は困難ですが、 適宜保有意義についての検証を実施して おります。	有
	-	29,148		

提出会社の連結子会社における株式の保有状況

a. 保有目的が純投資目的以外である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

(訂正前)

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

(省略)

(訂正後)

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	17,463
非上場株式以外の株式	-	-

(省略)

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

(訂正前)

(省略)

3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
投資有価証券(株式)	185,017千円	<u>196,665千円</u>

(省略)

(訂正後)

(省略)

3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
投資有価証券(株式)	185,017千円	<u>213,528千円</u>

(省略)

(金融商品関係)

2. 金融商品の時価等に関する事項

(訂正前)

(省略)

前連結会計年度(2025年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 敷金及び保証金	173,904	173,893	10
(2) 会員権	42,607	38,350	4,257
資産計	216,511	212,243	4,267
(1) 長期借入金	277,567	<u>277,567</u>	-
負債計	277,567	<u>277,567</u>	-
デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(23,563)	(23,563)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(94)	(94)	-

(省略)

当連結会計年度(2026年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 敷金及び保証金	250,975	250,955	19
(2) 会員権	42,607	39,250	3,357
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	29,148	29,148	-
満期保有目的の債券	100,000	98,395	1,605
資産計	422,730	417,748	4,981
(1) 長期借入金(1年内返済予定長期借入金 を含む)	490,415	<u>490,415</u>	-
負債計	490,415	<u>490,415</u>	-
デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	19,961	19,961	-
ヘッジ会計が適用されているもの	23,969	23,969	-

(省略)

(訂正後)

(省略)

前連結会計年度(2025年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 敷金及び保証金	173,904	173,893	10
(2) 会員権	42,607	38,350	4,257
資産計	216,511	212,243	4,267
(1) 長期借入金	277,567	275,344	2,222
負債計	277,567	275,344	2,222
デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(23,563)	(23,563)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(94)	(94)	-

(省略)

当連結会計年度(2026年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 敷金及び保証金	250,975	250,955	19
(2) 会員権	42,607	39,250	3,357
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	29,148	29,148	-
満期保有目的の債券	100,000	98,395	1,605
資産計	422,730	417,748	4,981
(1) 長期借入金(1年内返済予定長期借入金 を含む)	490,415	488,119	2,295
負債計	490,415	488,119	2,295
デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	19,961	19,961	-
ヘッジ会計が適用されているもの	23,969	23,969	-

(省略)

3.金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(訂正前)

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	173,893	-	173,893
会員権	-	38,350	-	38,350
資産計	-	212,243	-	212,243
長期借入金	-	277,567	-	277,567
負債計	-	277,567	-	277,567

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	250,955	-	250,955
会員権	-	39,250	-	39,250
投資有価証券 満期保有目的の債券	-	98,395	-	98,395
資産計	-	388,600	-	388,600
長期借入金	-	490,415	-	490,415
負債計	-	490,415	-	490,415

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
(省略)

負債

(1)長期借入金

長期借入金の時価は、変動金利が短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっており、当該帳簿価額は時価と近似していることから、レベル2の時価に分類しております。

(訂正後)

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	173,893	-	173,893
会員権	-	38,350	-	38,350
資産計	-	212,243	-	212,243
長期借入金	-	275,344	-	275,344
負債計	-	275,344	-	275,344

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	250,955	-	250,955
会員権	-	39,250	-	39,250
投資有価証券 満期保有目的の債券	-	98,395	-	98,395
資産計	-	388,600	-	388,600
長期借入金	-	488,119	-	488,119
負債計	-	488,119	-	488,119

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
(省略)

負債

(1) 長期借入金

長期借入金の時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、同様の新規取引を行った場合に想定される利率で元利金の合計を割り引いて時価を算定しております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(訂正前)

(省略)

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	通貨スワップ取引				
	買建 米ドル	1,203,431	-	19,961	(注) 19,961
合計		1,203,431	-	19,961	19,961

(省略)

(訂正後)

(省略)

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	通貨スワップ取引				
	買建 米ドル	1,391,627	-	19,961	(注) 19,961
合計		1,391,627	-	19,961	19,961

(省略)

(有価証券関係)

2 その他有価証券

(訂正前)

(省略)

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	29,148	28,737	410
合計	29,148	28,737	410

(省略)

(訂正後)

(省略)

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	29,148	28,737	410
合計	29,148	28,737	410

(省略)

(税効果会計関係)

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(訂正前)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割	0.9	0.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	0.1
のれん償却	8.0	4.1
評価性引当の増減	1.7	0.3
連結調整項目	3.5	0.0
税額控除	3.3	0.0
その他	3.5	1.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.3	42.5

(訂正後)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割	0.9	0.5
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	0.1
のれん償却	8.0	4.1
評価性引当の増減	1.7	0.4
連結調整項目	3.5	5.3
その他	0.3	2.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.3	42.5

(収益認識関係)

(4) 残存履行義務に配分した取引価格

(訂正前)

(省略)

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年内	1,971,124	<u>2,570,140</u>
1年超	1,016,681	1,992,061
合計	2,987,805	<u>4,562,202</u>

(訂正後)

(省略)

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年内	1,971,124	<u>2,340,701</u>
1年超	1,016,681	1,992,061
合計	2,987,805	<u>4,332,762</u>

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【注記事項】

(貸借対照表関係)

(訂正前)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

該当事項はありません。

(省略)

(訂正後)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
短期金銭債権	- 千円	108,051千円

(省略)

(税効果会計関係)

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(訂正前)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割	0.5	0.6
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	16.8	20.5
評価性引当の増減	3.1	5.7
その他	2.7	5.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.3	0.6

(訂正後)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割	0.5	0.6
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	16.8	20.5
評価性引当の増減	3.1	8.7
その他	2.7	2.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.3	0.6

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書
(訂正前)

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月__日

株式会社テリロジーホールディングス

取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 嘉徳

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石原 慶幸

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テリロジーホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テリロジーホールディングス及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社テリロジーにおける製品販売取引の期間帰属	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループは、コンピュータおよびその周辺機器の輸出入、販売および開発という単一セグメントの事業であるものの、ネットワーク部門、セキュリティ部門、ソリューションサービス部門といった、製品・サービス別の事業部門を設置しており、各部門において多岐にわたる製品・サービスを取り扱っている。また、当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている売上高8,653,567千円のうち、重要な子会社である株式会社テリロジーにおける売上高が4割超を占めている。</p> <p>製品販売に関する履行義務について、[注記事項]（収益認識関係）に記載のとおり、会社は、財又はサービスが引き渡される時点において収益を計上しているが、商品の期間ライセンスを提供するサブスクリプション、保守サービスの取引等については、期間ライセンスの有効期間にわたり充足される履行義務であることから、一定の期間で収益を認識している。</p> <p>製品販売取引の中に、サブスクリプションや保守サービスの取引が含まれる場合には、売上計上の単位とタイミングについて慎重な判断が必要となる。以上より、当監査法人は株式会社テリロジーにおける製品販売取引の期間帰属について監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は株式会社テリロジーにおけるサブスクリプションや保守サービスの取引が含まれる製品販売取引の期間帰属を検討するにあたり、主として以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の製品販売取引に関する収益認識のプロセスを理解するとともに、内部統制の整備・運用状況について評価を実施した。 ・サンプリングにより抽出した製品販売取引について、顧客からの注文書及び見積書・見積明細と突合することにより、売上高の発生、正確性及び期間帰属の妥当性を検討した。特に前受金に関しては、サービス提供期間に応じた売上高への振替額について再計算を実施することにより、売上高の期間帰属の妥当性を検討した。 ・一定金額以上の製品販売取引及び粗利率が一定数値以上の製品販売取引について、顧客からの注文書及び見積書・見積明細との突合に加え、取引区分が会社の収益認識方針に従っているかを検討した。

ログジット株式会社に係るのれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>[注記事項]（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は、2025年3月31日現在、のれん475,734千円を連結貸借対照表に計上しており、このうちログジット株式会社に係る残高は277,086千円である。</p> <p>[注記事項]（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は取得時に発生したのれんを超過収益力として認識しており、対象会社ごとにグルーピングを行っている。対象会社ごとに、将来の事業計画に基づく営業利益及び割引前将来キャッシュ・フローを検討することによって、減損の兆候・認識の判定を行っている。</p> <p>のれんの評価において必要となる将来の事業計画には、収益の成長率など重要な仮定が用いられており、経営者の主観的判断の影響を大きく受けることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、のれんの評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のれんの減損の兆候の把握及び減損損失の認識の判定に関連する会社の内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。 ・経営者による将来の事業計画が実行可能で合理的なものであるかどうか検討するため、以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> - 市場環境の見込みや、将来の事業計画の算定における仮定について経営者への質問 - 過年度の事業計画と実績の比較分析 - 事業計画に反映されている収益の内訳及び成長率等について外部情報を含む関連資料の閲覧

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。 監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁

止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとは判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社テリロジーホールディングスの2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社テリロジーホールディングスが2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)[監査の状況]に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

(訂正後)

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月23日

株式会社テリロジーホールディングス

取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 嘉徳

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石原 慶幸

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テリロジーホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テリロジーホールディングス及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ログイット株式会社及びキャロルシステム仙台株式会社に係るのれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>[注記事項] (重要な会計上の見積り)に記載されているとおり、会社は、2026年3月31日現在、のれん769,893千円を連結貸借対照表に計上しており、このうちログイット株式会社に係る残高は246,298千円、キャロルシステム仙台株式会社に係る残高は311,561千円である。上記2社に係るのれんは企業結合時に見込んだ同社の超過収益力を反映しており、取得原価に占める割合が高くなっている。なお、[注記事項] (企業結合等関係)に記載されているとおり、会社は当連結会計年度末において、キャロルシステム仙台株式会社に係る識別可能資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的な情報等に基づき暫定的な会計処理を行っている。</p> <p>会社は取得時に発生したのれんを超過収益力として認識しており、対象会社ごとにグルーピングを行っている。対象会社ごとに、将来の事業計画に基づく営業利益及び割引前将来キャッシュ・フローを検討することによって、減損の兆候・認識の判定を行っている。</p> <p>のれんの評価において必要となる将来の事業計画には、収益の成長率など重要な仮定が用いられており、経営者の主観的判断の影響を大きく受けることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、のれんの評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ のれんの減損の兆候の把握及び減損損失の認識の判定に関連する会社の内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。 ・ 経営者による将来の事業計画が実行可能で合理的なものであるかどうか検討するため、以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> - 市場環境の見込みや、将来の事業計画の算定における仮定について経営者への質問 - 過年度の事業計画と実績の比較分析 - 事業計画に反映されている収益の内訳及び成長率等について外部情報を含む関連資料の閲覧 ・ キャロルシステム仙台株式会社の取得価額の算定の基礎となっている株式及び事業価値の算定結果について、当監査法人内の専門家を関与させ、超過収益力を含む株式及び事業価値の算定に使用されている評価方法及び割引率について検討を行った。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁

止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとは判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社テリロジーホールディングスの2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社テリロジーホールディングスが2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）[監査の状況]に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書
(訂正前)

独立監査人の監査報告書

2026年6月__日

株式会社テリロジーホールディングス

取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 嘉徳

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石原 慶幸

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テリロジーホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テリロジーホールディングスの2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>2025年3月31日現在、関係会社株式の貸借対照表計上額は3,190,189千円であり、総資産の72.6%を占めている。このうち時価の把握が困難な関係会社株式の一部には超過収益力を反映して取得したものが含まれている。</p> <p>[注記事項] (重要な会計上の見積り) に記載されているとおり、会社は関係会社株式について、当該株式の実質価額が取得原価と比べて50%程度以上低下した場合に、株式の実質価額が著しく低下したと判断し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行うこととしている。超過収益力を加味して取得した関係会社株式については、実質価額に当該超過収益力を反映している。取得時の超過収益力の毀損の有無は、当該会社の事業計画の実現可能性、計画と実績の乖離状況、売上高成長率等を総合的に勘案して判断している。</p> <p>当事業年度末において、主要な関係会社株式の実質価額に著しい低下は見られないものの、関係会社株式は貸借対照表における総資産の大部分を構成しており、実質価額の著しい低下により重要な減額処理が行われた場合、財務諸表全体に与える金額的重要性が高いことから、当監査法人は関係会社株式の評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係会社株式の評価に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 ・全ての関係会社についてグループレベルでの分析的手続を実施するとともに、監査上重要と判断した関係会社については、連結財務諸表監査の一環として、重要な勘定残高に対して監査手続を実施し、当該財務数値の適切性を確かめた。 ・期末時点における関係会社株式の取得価額と純資産を基礎とした実質価額を各社ごとに比較し、実質価額の著しい低下の有無を検討した。 ・実質価額に含まれる超過収益力の検討は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「ログジット株式会社に係るのれんの評価」における監査上の対応と実質的に同一の内容であることから、具体的な記載を省略する。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

(訂正後)

独立監査人の監査報告書

2026年6月23日

株式会社テリロジーホールディングス

取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 嘉徳

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石原 慶幸

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テリロジーホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テリロジーホールディングスの2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>2026年3月31日現在、関係会社株式の貸借対照表計上額は3,841,530千円であり、総資産の74.6%を占めている。このうち時価の把握が困難な関係会社株式の一部には超過収益力を反映して取得したものが含まれている。</p> <p>[注記事項] (重要な会計上の見積り)に記載されているとおり、会社は関係会社株式について、当該株式の実質価額が取得原価と比べて50%程度以上低下した場合に、株式の実質価額が著しく低下したと判断し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行うこととしている。超過収益力を加味して取得した関係会社株式については、実質価額に当該超過収益力を反映している。取得時の超過収益力の毀損の有無は、当該会社の事業計画の実現可能性、計画と実績の乖離状況、売上高成長率等を総合的に勘案して判断している。</p> <p>当事業年度末において、主要な関係会社株式の実質価額に著しい低下は見られないものの、関係会社株式は貸借対照表における総資産の大部分を構成しており、実質価額の著しい低下により重要な減額処理が行われた場合、財務諸表全体に与える金額的重要性が高いことから、当監査法人は関係会社株式の評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係会社株式の評価に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 ・全ての関係会社についてグループレベルでの分析的手続を実施するとともに、監査上重要と判断した関係会社については、連結財務諸表監査の一環として、重要な勘定残高に対して監査手続を実施し、当該財務数値の適切性を確かめた。 ・期末時点における関係会社株式の取得価額と純資産を基礎とした実質価額を各社ごとに比較し、実質価額の著しい低下の有無を検討した。 ・実質価額に含まれる超過収益力の検討は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「ログジット株式会社及びキャロルシステム仙台株式会社に係るのれんの評価」における監査上の対応と実質的に同一の内容であることから、具体的な記載を省略する。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。